

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1054 号（諮問第 1719 号）

件名：本庁舎耐震改修工事（建築意匠図）完成図等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 1 月 7 日

2 原処分

令和 2 年 1 月 20 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 1 月 24 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 1 月 6 日

5 答申

令和 5 年 4 月 25 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、財産管理課が庁舎管理をしている本庁舎、西庁舎及び自治センターの耐震改修工事又は整備工事をした際の図面であり、実施機関は、別表の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとして

不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、不開示とされた部分には、耐震改修工事又は整備工事に関する業者の監理者、監督員、現場代理人及び製図者の印影が記載されており、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることとなるもので、条例第7条第2号本文に該当するものと認められた。また、同号ただし書に該当する事情も認められなかった。

したがって、個人の印影は、条例第7条第2号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
・平成17年度 本庁舎耐震改修工事（建築意匠図）完成図のうち、点字ブロック設置状況がわかる部分 ・平成14年度 西庁舎耐震改修建築工事（意匠）のうち、点字ブロック設置状況がわかる部分 ・H19 自治センター 人にやさしいまちづくり整備工事契約図・竣工図のうち、点字ブロック設置状況がわかる部分	個人の印影	条例第7条第2号